

令和5年4月28日

岩沼市立保育所利用保護者 各位

岩沼市長 佐藤 淳一
(公印省略)

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて

当市の児童福祉行政につきましては、日ごろより御理解御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の取り扱いが5類へと変更となり、行政から一律に一定期間の外出自粛は求めないこととなります。このことから、変更となる令和5年5月8日以降の取り扱いについて以下のとおりとさせていただきますので、ご理解御協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 平常時の対応

- ・ 通常の感染対策（手洗い、うがい、消毒など）は継続し、感染の状況に応じてパーティションの活用など入念な対策を行っていきます。

(2) 児童が感染した時の対応

- ・ 児童や児童の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際は、児童の発症日や状況について連絡ください。
- ・ 発症日を施設に連絡いただき、発症日を0日目として、発症後5日間は利用を控えてください。5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは利用を控えてください。
- ・ 登所の際は利用している保育所に治癒証明書を提出してください。
- ・ 発症後10日間はマスクを着用して登所するよう御協力をお願いします。(以上児のみ。)

※ 児童の同居家族に感染者が発生した場合は、インフルエンザ同様の取り扱いとし、可能な範囲で自宅保育の御協力をお願いいたします。

岩沼市健康福祉部子ども福祉課
保育支援係 TEL0223-23-0826